

● 農家数・世帯人員・経営耕地面積

(各年2月1日現在)

年	農家数 (戸)					販売農家世帯人員 (人)			販売農家経営耕地面積 (ha)			
	総数	自給的農家 1)	販売農家 2)			総数	男	女	総面積	田	畑	樹園地
			専業農家	第1種兼業農家 3)	第2種兼業農家 4)							
平成12年	4,772	1,545	611	338	2,278	14,356	6,912	7,444	2,249	1,658	256	335
平成17年	4,304	1,631	715	366	1,592	10,737	5,193	5,544	1,904	1,451	210	244

年	農家数 (戸)					販売農家世帯人員 (人)			販売農家経営耕地面積 (a)			
	総数	自給的農家	販売農家			総数	男	女	総面積	田	畑	樹園地
			専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家							
平成22年	4,093	1,593	780	300	1,420	9,313	4,490	4,823	190,379	142,509	24,031	23,839
平成27年	3,651	1,478	854	165	1,154	7,213	3,495	3,718	169,781	125,454	23,668	20,659

年	農家数 (戸)			農業経営体 5) (個人経営体) 6) 世帯人員 (人)			農業経営体(総数) 耕地面積 (ha)			
	総数	自給的農家	販売農家	総数	男	女	総面積	田	畑	樹園地
令和2年	3,057	1,248	1,809	5,347	2,628	2,719	1,452	1,069	219	164

「農林業センサス」による。

- 1) 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。
- 2) 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
- 3) 第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家。
- 4) 第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家。
- 5) 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者を農林業経営体といい、このうち1、2又は4のいずれかに該当する事業を行う者を農業経営体という。
 1. 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
 2. 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ・露地野菜作付面積 15a ・施設野菜栽培面積 350㎡ ・果樹栽培面積 10a ・露地花き栽培面積 10a ・施設花き栽培面積 250㎡ ・搾乳牛飼養頭数 1頭 ・肥育牛飼養頭数 1頭 ・豚飼養頭数 15頭 ・採卵鶏飼養羽数 150羽 ・ブロイラ一年間出荷羽数 1,000羽 ・その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
 3. 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
 4. 農作業の受託の事業
 5. 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。）
- 6) 個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体という。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

資料：企画政策課